第二項	
次の各号に掲げる	附則第十九条の二第三項に規定する
当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地（同条第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等
第三項	
前項各号に掲げる	附則第十九条の二第三項に規定する
当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	価格で土地課税台帳等
第五項	
第二項各号に掲げる	附則第十九条の二第三項に規定する
当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等

4　平成三十一年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地（第六項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。）に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	
若しくは第四号に掲げる土地	又は第四号に掲げる土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）となつたもの
固定資産税又は	固定資産税にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の価格に比準する価格を修正基準により修正した価格とし、当該土地が同表の第二号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）以外の農地となつたものである場合にあつては当該土地に類似する同年度分の固定資産税にあつては当該土地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とし、
若しくは第六号	又は第六号
、当該土地の類似土地の当該年度	当該土地の類似土地の同年度

5　平成三十一年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地（次項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。）に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表第二号	
第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	当該平成三十年度の土地で通常市街化区域農地となつたものとそのあつては当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十年の状況が類似する資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該平成三十年度の土地以外の農地と比準する価格、当該平成三十年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地にこれに類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
第一項の表第四号	
当該土地の類似土地	通常市街化区域農地となつた当該土地とその状況が類似する宅地
第二項	
第三号、第五号若しくは第六号	第三号若しくは第五号

第一項	
若しくは第四号	又は第四号
固定資産税又は	固定資産税にあつては通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の価格を修正基準により修正した価格とし、
若しくは第六号	又は第六号
、当該土地の類似土地の当該年度	当該土地の類似土地の同年度
第一項の表第二号	
第三百四十九条第二項各号に掲げる	附則第十九条の二第三項に規定する
当該平成三十年度の土地の類似土地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格	通常市街化区域農地である当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
第一項の表第四号	
当該土地の類似土地	通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地
第二項	
第三号、第五号若しくは第六号	第三号若しくは第五号